

(再委託の禁止)

第7条 乙は、業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(業務実施計画)

第9条 乙は、契約締結後速やかに委託期間の最初の月に係る月間業務実施計画表及び契約初年度末までの年間業務実施計画表を任意の様式により甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項の最初の月以外の各月の月間業務実施計画表を任意の様式により当該月の前月の末日までに甲に提出し、その承認を得なければならない。

3 乙は、原則毎年3月20日までに翌年度の年間業務実施計画表を任意の様式により甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

(基準に不適合の場合)

第10条 甲は、乙の業務が仕様書に示すものに適合していないときは、その業務の手直しを命ずることができる。

2 乙は、前項の規定による命令があったときは、速やかに仕様書に適合するように手直しを行い、再確認を受けなければならない。この場合における費用は乙の負担とする。

(現場主任者)

第11条 乙は、業務従事者を監督するため、現場主任者を置くものとする。

2 乙は、乙が配置した業務従事者の中から現場主任者を定めることができる。

(遵守事項)

第12条 乙は、契約締結後速やかに現場主任者及び業務従事者の氏名等を、甲に届け出なければならない。これらを変更しようとする場合も同様とする。

2 乙は、業務に従事するとき、業務従事者であることを明確にするため、業務従事者に対し所定の服を着用させ、常に清潔さを保たせねばならない。

3 乙は、業務上引火性の危険物を使用する場合は、事前に甲の承認を得なければならない。

4 乙は、業務に必要なない箇所に立ち入ったり、みだりに器物等に手を触れたりしてはならない。

5 乙は、業務上知り得た甲の秘密を、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務実施の確認)

第14条 乙は、業務実施後は業務実施内容を記録し、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、前項の記録に基づき、月毎に施設管理報告書を任意の様式により作成し、翌月速やかに甲に提出し、甲による業務の履行確認を受けなければならない。

3 乙は、現場主任者に甲同席のもと施設管理定例会議を毎月開催させ、甲に施設管理状況を報告しなければならない。

(委託料の支払)

- 第15条 委託料は、月払いとする。各会計年度における月払いの額（以下「月額」という。）は、第4条に規定する当該会計年度の委託料の年額に12分の1を乗じて得た額とし、1円未満の端数については、すべて当該会計年度の最初の月の月額に加算するものとする。
- 2 乙は、前条第2項の規定による履行確認を受けたときは、請求書により当該月の月額の支払を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に、月額を乙に支払うものとする。
- 4 甲は、月の中途において契約の締結又は契約の解除をした場合は、業務を実施した当該月の実日数に応じて日割計算した額を乙に支払うものとする。

(業務の調査)

- 第16条 甲は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、乙の業務の実施状況等について業務の履行場所、乙の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。
- 2 乙は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(甲の措置請求権)

- 第17条 甲は、現場主任者又は業務従事者が業務の実施について不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 甲は、乙によるこの契約の履行が不誠実であると認められるときは、乙に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

(負担区分)

- 第18条 乙が業務上使用する電気、水道等の使用料金は甲の負担とし、甲が備え付ける物品のうち仕様書に明記されているものは乙に使用させるものとする。その他の材料、機械器具、工具等は、すべて乙の負担とする。

(臨機の措置)

- 第19条 甲は、緊急に必要な業務が生じたときは、乙に対し、適切な臨機の措置をとることを求めることができる。また、乙は、緊急に必要な業務が生じたときは、適切な臨機の措置を講じなければならない。この場合、乙は、直ちにその措置を遅滞なく甲に報告しなければならない。
- 2 前項の措置に要した経費のうち委託料に含めることが適当でないと思われる部分の経費については、甲が負担する。

(損害賠償)

- 第20条 乙は、業務実施に当たり、甲の責めに帰することのできない理由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負わなければならない。

(仕様変更)

- 第21条 甲は、仕様書に定める付帯設備、清掃実施場所及び面積に変更があるとき、業務に関連する法令の改正等に伴い業務内容を変更する必要があるとき、その他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、乙への通知をもって、仕様書を変更することができる。
- 2 前項の規定に基づき仕様書が変更された場合であって、委託料を変更する必要がある

あるときは、委託料の変更額について甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

- 3 乙は、前項の規定により委託料が変更された場合であつて、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(事情変更による委託料の変更)

第22条 甲又は乙は、この契約締結時において、予期することのできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不相当となったときは、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。

- 2 前項の規定に基づき委託料の変更が請求された場合であつて、当該請求が妥当と認められるときは、委託料の変更額について、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

(甲の解除権)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙への事前の通知等を要せずに、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき
- 二 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申し立てたとき
- 三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき
- 四 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
- 五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 前項各号に定めるもののほか、乙の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき
- 二 乙の業務が甚だしく不誠実と認められるとき
- 三 乙にこの契約を確実に履行する意思がないと認められるとき
- 四 乙がこの契約に違反したとき

3 前2項の規定によらず甲の意思によりこの契約を解除しようとするときは、甲は少なくとも2か月前までに乙に通知するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により、甲が、この契約を解除したときは、乙は違約金として、甲が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

5 前項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第24条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があつた場合、甲は、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であつて、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(乙の解除権)

第25条 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 第21条の規定による仕様変更により委託料の年額が3分の2以上減少するとき
- 二 甲がこの契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(遅滞損害金)

第26条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ委託料の年2.5パーセントに相当する額を遅滞損害金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(業務従事者の規律等)

第27条 乙は、業務従事者の身上、風紀、衛生、厚生、福利及び規律の維持等に関しては一切の責めを負う。

(暴力団排除条項)

第28条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（乙が個人である場合にはその者、乙が法人である場合にはその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第一号又は第二号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項第一号又は第二号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、乙は速やかに提出するものとする。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(原状回復)

第29条 乙は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復する。原状回復に際しては、乙は一切の保障を請求しない。

(協議)

第30条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

甲（委託者）

乙（受託者）

保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

(作業場所等の特定)

第3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(秘密の保持)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(持出しの禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(複写又は複製等の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第 8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第 9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第 10 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第 11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第 13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。
- 3 乙は、第 1 項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

(調査)

第 15 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等をするこ

とができるものとする。

(指示及び報告)

第16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

(運搬)

第18 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。